

知らなかったでは済まされない第2弾

企業に求められる働き方改革対応セミナー

～中小企業がとるべき実務ポイントを企業防衛の観点から解説！！

2021年4月から
同一労働同一賃金が
中小企業でも開始！

① 「働き方改革関連法」とは

残業時間の上限規制、勤務間インターバル制度、年間5日の有給休暇の義務化、労働時間の状況の客観的把握の義務化、月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ等の法改正です。

② 「働き方改革関連法」の取組み方について

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準等の取組みが必要となります。

開催情報

- 日 時：令和3年3月10日（水）
13：00～14：00
- 参加方法：オンライン参加（ZOOMを利用）
会場への参加（定員20名）
- 場 所： 岩見沢商工会議所
- 締 切： 令和3年3月3日（水）

社会保険労務士事務所テラス 代表

講 師 倉 雅彦氏

社会保険労務士/介護支援専門員

■ 同一労働同一賃金施行にあたり企業が備えるべきポイント

- ・正社員と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止
- ・短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ・裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備等

受講料無料！

＝ お問い合わせ先 ＝

岩見沢商工会議所
（1条西1丁目）
TEL：0126-22-3445
FAX：0126-22-3441

主催：岩見沢商工会議所／岩見沢地方中小企業相談所
北海道働き方改革推進支援センター
共催：（公社）岩見沢地方法人会



QRコードでも受付中

オンライン
参加申込書

HP⇒ <https://forms.gle/CBvnXhV9q1quBqq48>
WEB申込フォームよりお申し込みください

会場参加申込書

FAX0126-22-3441

事業所名	業種
参加者 氏 名	TEL

お申込いただいた皆様の情報は、当所の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。